○沖縄市介護保険要介護認定等の情報開示に関する要綱

|  |
| --- |
| (平成28年4月1日決裁) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 令和3年11月2日決裁 |

 |

|  |
| --- |
|  |

介護保険認定関係資料の開示に関する要綱(平成18年3月9日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この要綱は、介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る情報（以下「認定情報」という。）を、要介護認定等の申請を行った者若しくはその家族又は介護サービス計画作成事業者等に対し開示することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条　この要綱において「介護サービス計画の作成等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　居宅サービス計画の作成

(2)　介護予防サービス(総合事業のケアマネジメントを含む。)計画の作成

(3)　施設サービス計画の作成

(4)　地域密着型サービス計画の作成

(5)　地域ケア会議等における個別事例の検討

(6)　指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定

(7)　その他前各号に類するもので、市長が適当と認めるもの

2　この要綱において「認定情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　１次判定結果（原案）

(2)　認定調査表（概況調査及び特記事項）

(3)　介護保険主治医意見書

3　この要綱において「開示請求者」とは、次に掲げる者をいう。

(1)　本人（要介護認定等に係る被保険者をいう。以下同じ。）

(2)　本人の親族（配偶者、3親等以内の血族又は2親等以内の姻族）

(3)　本人の法定代理人

(4)　本人と介護サービスの提供に係る契約を締結している事業者

(5)　本人と居宅サービス計画の作成に係る契約を締結している事業者

(6)　本人と介護予防サービス(総合事業のケアマネジメントを含む。)計画の作成に係る契約を締結している事業者

(7)　本人と施設入所に係る契約を締結している介護保険施設又は地域密着型施設サービス事業者

(8)　本人と地域密着型サービス計画の作成に係る契約を締結している事業者

(9)　地域支援事業を行う地域包括支援センター

(10)　その他、市長が適当と認める者

(開示要件)

第3条　市長は、介護サービス計画の作成等を目的として、開示請求者が認定情報の開示を請求した場合は、次に掲げる要件を満たしている場合に限り、認定情報の全部又は一部を開示することができる。

(1)　本人に対し要介護認定等の結果が通知されていること。

(2)　当該要介護認定等に係る要介護認定、要支援認定、要介護更新認定、要支援更新認定又は要介護認定・要支援認定区分変更の申請書等に、認定情報の開示に同意する旨の本人の署名等がなされていること。

2　前条第2項第3号の主治医意見書については、当該主治医の同意がある場合に限り開示することができる。

(開示請求)

第4条　認定情報の開示を受けようとする者は、介護保険要介護認定等情報開示請求書（様式第1号。以下「開示請求書」という。）に、第2条第3項に規定する開示請求者であることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(開示の決定)

第5条　市長は、開示請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに認定情報の開示を行うものとする。

2　市長は、認定情報について本人以外の者に関する個人情報を含む場合であって、開示することにより当該本人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該認定情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

(開示の実施)

第6条　認定情報の開示は、市長が指定した場所での閲覧又はその写しを交付することにより行うものとする。

2　前項に規定する写しの交付については、1の請求につき1部とする。

(開示情報に関する遵守事項等)

第7条　本要綱に基づいて認定情報の提供を受けた者は、個人情報の保護に係る法令等に照らし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　提供を受けた認定情報は、当該開示請求書に記載した目的以外に使用しないこと。

(2)　提供を受けた認定情報は、当該認定情報に係る本人の介護サービス計画の作成等に係る関係人以外の者へ漏らさないこと。

(3)　認定情報の提供を受けた者は、開示された認定情報を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めること。また、提供を受けた資料の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講じること。

(4)　提供を受けた認定情報を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を復元できない方法で破棄すること。

(5)　市長から開示された認定情報の返還を求められた場合は、これに応じること。

2　前項に規定する事項に違反する行為がなされたと認められる場合は、市長は当該行為を行った者に対し、その是正のための必要な措置を求めるとともに、その後になされる認定情報の開示請求を拒否できるものとする。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか、認定情報の開示について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和3年11月2日決裁)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

介護保険要介護認定等情報開示請求書

[別紙参照]